

## 国立大学法人鳴門教育大学予算・財務管理委員会規程

平成16年4月1日

規程第 35 号

改正 平成18年3月8日規程第17号  
平成20年3月17日規程第10号  
平成21年3月31日規程第38号  
平成22年3月24日規程第37号  
平成23年3月31日規程第25号  
平成24年3月19日規程第24号  
平成29年3月8日規程第32号  
平成31年3月13日規程第27号  
令和2年3月19日規程第33号  
令和4年3月9日規程第15号  
令和6年4月10日規程第21号  
令和8年3月11日規程第39号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学における予算及び財務に関する重要事項について学長が意見を求める機関として、予算・財務管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 事務局長
- (3) 附属学校部長
- (4) 専攻長
- (5) 特命部長（財務改革担当）
- (6) 学生支援部長
- (7) 法人運営部財務課長
- (8) その他学長が指名する者 若干人

(任期等)

第3条 前条第8号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、事務局長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討事項)

第5条 委員会は、学長の求めに応じ、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 会計に係る中期目標及び中期計画に関する事項

(2) 予算の要求、配分及び決算に関する事項

(3) 会計規程に関する事項

(4) その他予算・財務管理に関する事項

(開会)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 第2条第3号の委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できない場合は、当該専攻の副専攻長が代理で出席することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、法人運営部財務課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において、改正前の第2条第1項第3号に規定する委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。